

令和 7 年度 和光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査支援業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

老人福祉法第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画及び介護保険法第 117 条に規定する介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（令和 9 年度から令和 11 年度）の策定の基礎資料とするため、和光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査支援業務委託事業を実施する。

委託事業者の選定に当たり、提案事業者の知識、技能、経験や実績により培われた企画・提案力を総合的に判断し、最も優れた事業者を選定する公募型プロポーザルを実施するため、必要な事項を定めるものとする。

2 業務内容

(1) 事業名

令和 7 年度 和光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査支援業務

(2) 概要

基本仕様書のとおり

3 委託上限額

総額で 738 万 1,000 円（税込）を上限とする。

4 履行期間等

(1) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(2) 履行場所

和光市が指定する場所

5 参加資格

(1) 和光市の登録事業者であること。

(2) 平成 28 年度以降に、地方公共団体の老人福祉計画・介護保険事業計画の策定に関連する業務の受託実績を有し、当該事業を確実に履行できること。

(3) プライバシーマーク取得企業であること。

(4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (5) 和光市から指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

6 審査及び事業者選定

(1) 審査

- ① プロポーザルにおいて、提出された企画提案書の内容及び提案内容に係る見積額を評価し、調査支援業務として最も適した提案を選定し、所要の手続を経て委託事業者を決定する。
- ② 事業者選定に係る審査は、「令和7年度 和光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査支援業務委託事業者選定委員会」が別に定める評価基準により行う。
- ③ 参加事業者が1者の場合であっても審査を行う。

(2) 結果の通知

審査結果は、すべての参加事業者へ文書で通知するとともに、和光市ホームページにおいて公表する。

7 契約の締結

委託契約期間は、契約の日から令和8年3月31日までとし、6により最も優れた事業者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、順位付けをおこなった上位の者から順に契約締結の交渉を行う。なお、契約時における詳細な事項については改めて提示し、必ずしも今回の提案どおり実施するものではない。

8 全体スケジュール

(1) 参加申込

① 実施要領及び様式の配布

令和7年7月25日（金）～

② 参加申込方法

次に掲げる書類を本書の末に示す「対応窓口」に持参すること。

ア 参加申込書 1部（様式1）

イ 法人の概要がわかる書類 1部（任意様式）

③ 参加申込書提出期間

令和7年7月28日（月）から令和7年8月1日（金）まで

※ 午前8時30分から午後5時まで

④ 参加の可否について

参加申込を提出した全ての事業者に対し、「参加資格審査結果通知書」により、参加の可否について通知する。(令和 7 年 8 月 7 日 (木) まで)

(2) 質疑応答

① 質問の方法

質問票(様式 2)をメールにて提出すること。

② 質問受付期間

令和 7 年 8 月 8 日(金)から令和 7 年 8 月 18 日(月)まで

③ 質問への回答

全ての質問について、全参加者に対して回答する。

(3) 企画提案書

① 書式

ア タイトル及び提案事業者名を記載した表紙を付けること。

イ A4 サイズ横書き左綴じ(両面印刷)で 10 枚以内(表紙除く)とすること。

ウ 文字の大きさは 11 ポイント以上とすること。(図・表中の文字は除く。)

② 内容

次の項目を提案すること。

ア 業務実績、業務実施体制、業務責任者のプロフィール等

- ・平成 28 年度以降に受託した同種業務について、受注元の自治体名、業務内容、受注期間

- ・業務責任者、担当者及び補助者として予定している者の指名、担当分野、本業務における役割

- ・連絡体制

イ 企画提案事項

- ・アンケート調査や統計データに基づく課題の現状分析と手法

- ・今後の有効な施策展開に向けた調査方法

- ・今後の有効な施策展開に向けた調査結果報告書の内容

- ・個人情報保護対策

ウ 業務フロー

エ 主な作業項目と業務遂行スケジュール

オ その他アピールポイント

③ 添付書類

企画提案には、任意様式にて、人件費、間接経費等の積算根拠を明示した内訳を記載した見積書(税込)を添付するものとする。

④ 提出方法

次の部数を本書の末に示す「対応窓口」に持参すること。

ア 企画提案書

- ・ 正本 1部（社印及び代表者印を捺印すること）
- ・ 副本 6部（捺印不要）

イ 添付書類（見積書）

- ・ 正本 1部（社印及び代表者印を捺印すること）
- ・ 副本 6部（捺印不要）

⑤ 提出期間

令和7年8月19日（火）から令和7年8月25日（月）まで

※ 午前8時30分から午後5時まで（土、日曜日を除く。）

(4) 書面による審査

令和7年9月上旬

(5) 受託候補者との協議契約

令和7年9月中旬から下旬

9 提案の辞退

提案を辞退する場合は、令和7年8月27日（水）午後5時までに、辞退届（様式自由）を対応窓口に提出すること。

10 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) 提出期限に遅れたもの。
- (2) 本要領及び要求仕様書の条件を満たさないもの。
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (4) 見積金額が不明なもの、積算根拠が不明瞭なもの。
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザル等の中で著しく審議に反するものと審査者が認める場合

11 その他の留意事項

- (1) 提案者は、本件に関して和光市が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じること。また、提案が採択されない場合においても同様の扱いとすること。

- (2) 企画提案に係る一切の費用は提案者の負担とし、和光市は一切負担しない。
- (3) 企画提案書等の提出書類は、提出後の内容の追加変更は原則として認めない。
- (4) 提出書類は、返還しない。提出された企画提案書等は、本プロポーザル以外には使用しないが、和光市情報公開条例に基づく公文書として取り扱う。
- (5) 提出された企画提案書等は、和光市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査支援業務受託者を選定するための資料であり、提出された企画提案書等に関する著作権等の主張は認めない。
- (6) プロポーザルに参加することにより知り得た事項（仕様書の内容も含む。）については、いかなる理由があってもほかに漏らしてはならない。
- (7) 審査経過及び結果に対する異議、問合せ等には一切応じない。

12 対応窓口

和光市役所 長寿あんしん課

郵便番号：351-0192

住 所：埼玉県和光市広沢 1-5

電 話：048-464-1111（内線 2196）

メー ル：d0300@city.wako.lg.jp

担 当 者：石井